

## 福岡市技能功労者等表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の技能者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰は、次のとおりとする。

- (1) 技能優秀者表彰
  - (2) 技能功労者表彰
- 2 技能優秀者表彰は、優れた技能（技能者表彰実施要領（厚生労働省）別表職種(2)の欄に掲げる職種をいう。以下同じ。）を有し、その研鑽及び後進の指導育成に努め、及びその日常的な活動が市民の模範となると認められる技能者に対して授与する。
- 3 技能功労者表彰は、技能の研鑽及び後進の指導育成に努め、優れた技能をもって本市の産業及び市民生活の向上に貢献し、及びその日常的な活動が市民の模範となると認められる技能者に対して授与する。

### (副賞)

第3条 前条の表彰には、記念品その他の副賞を付与することができる。

### (被表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、各技能に係る団体、商工会議所、事業主団体又はその連合体、その他市長が適当と認める団体（以下「関係団体」という。）が推薦した者のうちから、市長が選定する。

- 2 市長は、次条の規定による推薦を受けたときは、当該推薦に係る書類の審査及び必要に応じて行う面接審査等により調査し、評価基準表の得点を基に表彰すべきものと認めたときは、すみやかに表彰の決定をするものとする。

### (推薦)

第5条 関係団体は、前条の推薦をしようとするときは、推薦書（別記様式）を市長に提出するものとする。

### (暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、技能者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、表彰しないものとする。
  - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、表彰を受けた技能者が前項各号のいずれかに該当したときは、表彰を取り消すことができる。
- 4 市長は、表彰からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、第4条の推薦を行った関係団体又は候補者に対し当該候補者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(表彰)

第7条 表彰は、勤労感謝の日又はその前後の適当な日に行うものとする。

2 市長は、第2条の表彰を受けるべき者が死亡したときは、生前の日に遡って表彰し、表彰に係る表彰状、記念品等は当該死亡した者の遺族に授与することができる。

(委任)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。